

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人交通安全環境研究所

Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況について	
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況	
独立行政法人交通安全環境研究所が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて必要な事項を定めた「独立行政法人交通安全環境研究所会計規程実施細則」及び「契約事務取扱要領」を規定している。 なお、平成19年度より随意契約の基準額を引き下げて一般競争入札の範囲拡大を行った。	
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）の整備状況	
監事及び監査法人による監査を行っており、監事監査については業務実績報告書71ページにおいて記載済み。	
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）	
随意契約見直し計画は当所ホームページに掲載しているところであり、実施状況については業務実績報告書70～71ページにおいて記載済み。	
Ⅱ 個々の契約における監事等のチェックについて	
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）	
監事監査において、基準額以上の契約について書面検査を行い、入札・契約の適正な実施に向けた取組について点検・確認をしている。 業務実績報告書70～71ページにおいて記載済み。	
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況	
業務実績報告書71ページにおいて以下のとおり記載。 「「随意契約の適正化の一層の推進について」の申し合わせ事項に基づいて平成19年度の契約について監査を行ったところ、基準額以上のほぼ全ての契約で、一般競争入札、公募など競争性のある契約形態が採られており、入札・契約の適正な実施に向けた取り組みについて確認された。」	

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人交通安全環境研究所

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
「独立行政法人交通安全環境研究所会計規程実施細則」や「契約事務取扱要領」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程を定め、適切な内容であると評価。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）についての評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事監査により適正なチェックが行われていると評価。 「19年度評価調書に記載済み（13・14頁）」
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。「19年度評価調書に記載済み（13頁）」
II 個々の契約に係る評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事監査により適正なチェックが行われていると評価。 「19年度評価調書に記載済み（13・14頁）」